

### 第3 第8期計画における取組状況

#### 1. 高齢者が健康で生きがいのある生活を営めるまちづくり

##### (1) 介護予防と健康づくりの推進

###### ① 介護予防・重度化防止の推進

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化の防止の推進に当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護またその状態が短期間に変化することがあるため、連続的にとらえ支援するという考えに立ち、リハビリテーション専門職や歯科衛生士等の幅広い医療専門職の関与を得て、生活機能を向上させる必要があります。

住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、高齢者の保健と介護の一体的実施推進事業によるポピュレーションアプローチとして通いの場等における生活習慣病予防やフレイル・介護予防に関する健康教育、健康相談に取り組むほか、介護予防・健康づくりを目的とした運動教室等を実施し、住民主体による継続した活動となるよう育成や継続支援に取り組み、通いの場のさらなる拡充に努めています。

###### ア いきいき100歳体操

地域の通いやすい場所で週1回、自主的に体操を継続できるよう、継続した支援を行います。また、効果的な体操を実施するため、リハビリテーション専門職と連携し、体力測定による効果測定、体操指導等を実施しています。

単位:回、人/年

区分	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	10	10	9
登録人数(実人数)	115	107	100

###### イ 各種運動教室の実施

1年間を通して継続した運動機能向上を目指した運動教室を実施しています。

\*令和5年度より小清水町防災拠点型複合庁舎に併設されたフィットネス・ジムに運動教室を委託。

単位:回、人/年

区分	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	86	88	60
実施人数(実人数)	168	142	95

## ② 健康増進の推進

高齢者がいつまでも元気で生活を営むことができるよう、健康への意識を高めるとともに、健康維持について啓発を推進しています。

また、若年期からの生活習慣病及び高齢期の健康増進、生活機能低下の予防・維持・向上の観点から連続性のある事業に取り組むほか、令和5年度からは小清水町防災拠点型複合庁舎に併設されたフィットネス・ジムを活用した健康増進事業を推進しています。

### ア 健康教育・健康相談

高齢者の生活習慣病の予防や介護を要する状態となることの予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及を促進するため、保健師、歯科衛生士、栄養士等の保健・医療の専門職の関与を得て、生活習慣の改善に向け自ら実践できるよう、自治会や老人クラブ等の団体を対象に健康教育・健康相談を実施しています。

単位：回、人/年

区分	健康教育			健康相談		
	実績		見込	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	22	43	25	17	21	20
延人数	245	403	340	175	218	200

### イ 特定保健指導

40歳以上75歳未満を対象に、内臓脂肪症候群による虚血性疾患、脳卒中等の重大な疾患の発症を防止するため、内臓脂肪症候群の該当者、予備群の対象者に対し、生活習慣改善に向けた特定保健指導を実施しています。

\* 令和5年度より小清水町防災拠点型複合庁舎に併設されたフィットネス・ジムを一部活用。

単位：人・%

区分	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数	21	22	26
実施率	32.8%	33.3%	50.0%

### ウ 訪問指導

療養上の保健指導が必要である方及びその家族等に対して、保健師等が訪問のうえ、必要な指導を行い高齢者の実態把握に努めるとともに、これらの方に心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施しています。

単位：人/年

区分	実績		見込
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	173	259	250

## (2) 高齢者の社会参加の推進

### ① 学習等の提供

高齢者の社会能力のかん養、余暇時間の活用等のために、学習の場として「ことぶき学園」を開設しています。

高齢者が生きがいをもった楽しい生活を送るために、学習の場や機会を確保し、勉学や趣味の活動を展開することによって自己の向上と生きがいの創造を図ることができるよう、生涯学習活動を推進していきます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ことぶき学園生徒数	109人	95人	86人

### ② 地域活動の充実

老人クラブは、高齢者の知識や経験を活かして、多様な社会活動等を展開する自主的な組織として活動しています。

高齢者の参加を促すとともに、地域社会への積極的な参加や健康づくり活動、生きがい活動に主体的に取り組めるよう支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数	7クラブ	7クラブ	7クラブ
会員数	221人	203人	188人

### ③ 就労活動の充実

高齢者勤労センターは、高齢者の能力や経験を活かし、勤労を通じて社会への参加と生きがいの充実を図ることを目的として設立されました。

働く意欲のある高齢者が、その経験と能力を活かし、勤労を通じて社会への参加と生きがいの充実を図ることを目的に設立された高齢者勤労センターに対して、より多くの就労の場を提供する体制を整えられるように、事業の委託や補助金の交付等により支援します。

区分	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)
会員数	36人	33人	37人
受注件数	397件	402件	489件
就労延べ日数	2,640日	2,566日	2,709日

(3) 認知症高齢者対策の推進

① 認知症についての普及・啓発

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識の普及・啓発を図ります。

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
認知症サポーター養成講座数	1回	4回	2回
認知症サポーター養成人数	15人	47人	25人
認知症カフェ開催数	1回	0回	3回

② 相談・支援体制の充実

認知症になっても住み慣れた地域で生活するために、医療・介護の連携及び認知症である方とその家族への効果的な相談・支援体制づくりを推進するため、認知症地域支援推進員を配置し、令和4年度には認知症ケアパスを作成と全戸配布するなど必要なサービスを提供するための相談対応に努めています。

認知症高齢者を早期に支援するため、専門医・専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、初期の支援を包括的・集中的に行うことにより自立生活を支援します。

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
認知症相談件数	39人	37人	121人

③ サポート体制の充実

認知症等により行方不明となった方の身体・生命の安全を確保するため、関係機関や団体と連携し、SOSネットワークにより情報をメール配信して、早期に発見し保護できるよう、登録者の拡大等体制強化に努めます。

また、認知症サポーターのいるお店登録等により、地域で見守る体制づくりを進めます。

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度（予定）
SOS ネットワーク連絡 会議等実施状況	令和3月12月 会議開催	令和5年3月 通信テスト実施	令和6年3月 会議開催予定

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターのいるお店	16件	17件	17件

## 2 地域における支え合いのまちづくり

### (1) 安全・安心な暮らしの推進

#### ① 在宅福祉サービスの推進

高齢者が自立した生活を営むことができるよう、また、介護をする家族が安心して介護を継続していけるよう支援します。一部事業については、町の補助事業として小清水町社会福祉協議会が実施しています。

#### ア 軽度生活支援事業

要支援認定を受けている方に、ヘルパー等を派遣し、通院や買い物等の日常生活の支援を行います。

#### イ 配食サービス

調理等食事の支度が困難な高齢者の方に、定期的に訪問し、食事（お弁当）の提供と、安否の確認を行います。

#### ウ 外出支援サービス

高齢者等が町内に診療科のない町外医療機関を受診する際に、自宅から町外医療機関までの移動にタクシーを利用する場合の利用料の一部を助成します。

#### エ 高齢者等タクシー利用料給付事業

高齢者等が町内における日常生活の移動にタクシーを利用する場合の利用料の一部を助成します。

#### オ 寝具乾燥サービス

寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、年2回寝具の乾燥を行います。

#### カ 除雪サービス

町内の自治会会員の協力をいただきつつ、除雪が困難な高齢者世帯等に、生活路等の確保のために除雪を行います。

#### キ 家族介護用品支給事業（介護保険・地域支援事業）

在宅で寝たきり等の高齢者を介護する家族に対し、介護に必要な紙おむつ等の介護用品に係る購入費用の一部を助成します。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
軽度生活支援事業 （登録数・総回数）	15人 148回	10人 108回	9人 86回
配食サービス （登録数・総回数）	30人 239個	51人 322個	47人 406個
外出支援サービス	99人 514回	94人 458回	91人 352回
高齢者等タクシー利用料 給付事業	522人 6,237件	475人 5,258件	500人 5,457件
寝具乾燥サービス （登録数・総回数）	23世帯 36回	17世帯 31回	14世帯 40回
除雪サービス（登録数）	85世帯	87世帯	84世帯
家族介護用品支給事業	32人 144回	24人 108回	12人 124回

## (2) 見守り体制の推進

安否確認のための見守りではなく、様々な生活支援サービスと連携し、一体的な見守りサービスの提供と、地域住民等との連携ができるネットワークの構築に取り組みます。

### ① 緊急通報システム事業

高齢者世帯等に、急病や災害等の緊急時に連絡できる装置を設置し、救助体制を整備します。

### ② 高齢者見守り支援事業

高齢者世帯等を定期的に訪問し、安否の確認を行います。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
緊急通報システム事業 (登録数・総件数)	54名 573件	44名 549件	43名 477件
高齢者見守り支援事業 (登録数・総回数)	17名 784件	16名 690件	12名 561件

### ③ 高齢者等の見守り活動事業

高齢者等の安否確認・孤立死の防止等の活動の一環として、各企業の業務を活用した連携体制を構築し、高齢者等の見守り活動を実施します。

事業内容は、各企業の通常業務中に、職員が何らかの異変等を発見した場合、必要に応じて保健福祉課・地域包括支援センターに連絡し、受理後に対象者宅の安否確認を実施し、必要に応じて適切な支援を実施します。

## (3) 権利擁護の推進

### ① 成年後見制度の推進

認知症等により判断能力が低下している方の権利を守り、安心した日常生活が送れるよう、成年後見制度の普及・啓発を推進し、制度活用に関する相談支援を行います。また、成年後見制度の利用について、申立てを行える親族がない場合等、町長申立てを行い、必要な方に対し後見報酬の助成を行います。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立支援件数	0件	2件	1件
法人後見受任件数 (小清水町社会福祉協議会)	3件	2件	2件

### ② 高齢者虐待の防止

高齢者への虐待防止、早期発見、早期対応及び再発防止のための関係者間のネットワークを構築し、相談体制の充実を図ります。

#### (4) 相談体制・支援体制の充実

##### ① 総合相談

地域の身近な総合相談窓口として、高齢者に係る相談のみならず、65歳未満の障がいを持つ方等、多岐にわたる相談や多様なニーズに対し、総合相談窓口業務の役割を果たします。地域の民生児童委員、関係機関・職種との連携により、相談内容を適切に把握し、支援を必要とする高齢者等の把握に努め、相談内容を適切に把握し、課題解決に向けた継続支援の充実を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
相談件数（高齢者）	428人	460人	560人
相談件数（障がい者・生活困窮等）	1,012人	856人	665人

##### ② 地域ケア会議

高齢者、障がい者等に関する保健、医療、福祉等の各種サービスを総合的に推進し、包括的・継続的ケアを実現するため、「地域ケア推進会議」「地域ケア個別会議」を必要時開催し、関係機関・職種との連携の強化、地域包括ケアシステムの構築に必要な意見交換・情報交換等を実施します。また、個別のケース支援を通して、地域の課題抽出・社会資源の発見等を視点に、地域の保健・医療・福祉等の各種サービスの現状と問題点等を検証し、よりよい支援体制の推進を図ります。

小清水町では、地域ケア個別会議を「がやがや検討会」と称し、参加しやすい環境づくりに努めております。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
地域ケア個別会議（回）	10回	12回	9回
内、がやがや検討会（回）	10回	12回	9回
地域ケア推進会議（回）	0回	1回	1回
自立支援型地域ケア会議（回）	0回	0回	2回

##### ③ 地域で支え合う体制の整備

住民主体による生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、様々な地域の課題把握と課題解決に向け、地域住民や町内会・老人クラブ・ボランティア等の多様な主体による体制づくりを構築していけるよう関係者による情報共有と連携を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
情報交換会（回）	5回	6回	2回
地域活動への支援（回）	コロナ禍で中止	2回	4回

### 3 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

#### (1) 医療と介護の連携の推進

##### ① 在宅医療の普及・啓発

在宅医療と在宅介護、看取りなどについての理解を深めるとともに、医療機関等と連携し、町民講演会を開催するなど、在宅介護の普及・啓発を図ります。

##### ② 医療・介護従事者の研修

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築をめざし、多職種による研修会や会議の開催等、医療と介護の連携を推進します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及啓発事業 (回)	シンポジウム中止	9回(住民)	2回(事業所)
参加人数 (人)	0回	100人	35人

#### (2) サービスの基盤整備と質の向上

##### ① 介護保険制度の周知

制度の理解を深めるため、介護保険制度に関するパンフレット等を介護保険料納入通知書や第1号被保険者資格取得時の送付物に同封し、啓発を図ります。

また、多岐に渡るサービスを分かりやすくまとめた情報の提供に努めます。

##### ② 介護人材確保の支援

小清水町では、介護福祉等人材育成支援事業により、安定的な人材を確保するため、養成学校の校外実地研修に対する宿泊施設の確保と費用の助成を行います。

##### ③ 介護保険制度の円滑な推進

小清水町では、審査会委員の確保や、広域的に公平な審査判定が確保されること、令和3年度からオンライン会議の開催など事務の効率化・経費削減が図られること等の観点から、この審査会を近隣の網走市・斜里町・清里町の1市3町共同で設置しています。今後も、十分に連携を図り共同して円滑な運営に努めます。

また、利用者の立場に立ったサービスや情報提供が行われるよう、地域密着型サービス事業所等に対し、実地指導等を行い、適切な助言・指導を行います。

#### ④ 介護給付の適正化

適切なサービスを確保し、持続的な介護保険運営が図られるよう、給付の適正化に取り組みます。

- ・訪問調査状況チェックを通じて「要介護認定の適正化」を図ります。
- ・「ケアプランの点検」を通じてケアプラン作成支援・指導を行います。
- ・「住宅改修等の点検」を実施し、施工状況や利用必要性を確認します。
- ・国保連合会との連携により「縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、請求内容をチェックします。

#### ⑤ 災害や感染症対策の体制整備

日頃から介護事業所などと連携し、災害における避難訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた研修や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達の整備について、北海道及び庁内関係部署と連携しながら取り進めます。

また、感染症予防による外出を控える高齢者の孤立と生活不活発病の防止、居宅においても健康を維持するために必要な情報を積極的に周知し、介護予防の推進を図ります。

#### ◎ BCP（業務継続計画）作成対象事業所（自然災害・感染症：各1部）

##### ○地域密着型サービス

- ・グループホームあかり 認知症対応型共同生活住居

##### ○在宅サービス

- ・小清水町社会福祉協議会 総合事業（通所サービス・訪問サービス）  
指定居宅介護支援事業所
- ・小清水町 指定居宅介護支援事業所・指定予防介護支援事業所